

北栄小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日
岐阜県多治見市立北栄小学校

1 基本的な考え方について

いじめは人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもにも起こり得る可能性があることから、学校、家庭、地域が一体となり、継続して「未然防止」「早期発見」「適切な対応」に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長を中心に学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。特に「いじめのない明るい学校・地域」を目指した未然防止活動は、全教育活動との関わりが大きく、全ての教職員が日々心がけて実践することが求められる。また、いじめ問題に直面した際、「いじめは絶対に許さない」といった毅然とした態度で対応することが、今後一層求められてくる。

いじめとは

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

2 未然防止について

未然防止としてのキーワードは「規律、確かな学力、自尊感情の高揚」と考えている。

- (1) 児童の実態をつかみ、多様な把握の方法をいかす。児童の実態を継続してとらえる。
- (2) あたたかさとしさのある学級経営をすすめる ～規律ある生活～
- (3) 安心して学べる授業を展開する ～確かな学力の定着～
- (4) 自己有用感が感じられる特別活動を展開する ～自尊感情の高揚～
- (5) 人権教育、道徳教育の充実を図る

3 早期発見について

いじめに気付く力を高める。いじめの態様について知る。

いじめの態様の分類	可能性のある刑罰法規
ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、同様に毅然とした対応が必要	
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
オ 金品をたかられる	恐喝
カ 金品をかくされたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

(1) いじめの見えにくさを知る

(2) 早期発見のための手立て

- 日々の観察を丁寧に行う
- 観察する視点をもつ
- 定期的な調査を実施する
- 教育相談体制をつくる
- 日々のふり返りや日記を活用する

◎発見した場合は、情報を共有し早期解決を図る

※いじめ等の調査に関わるアンケート用紙は本人の卒業年まで保管し、聴取りを記録した二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで、保存期間を5年とする。

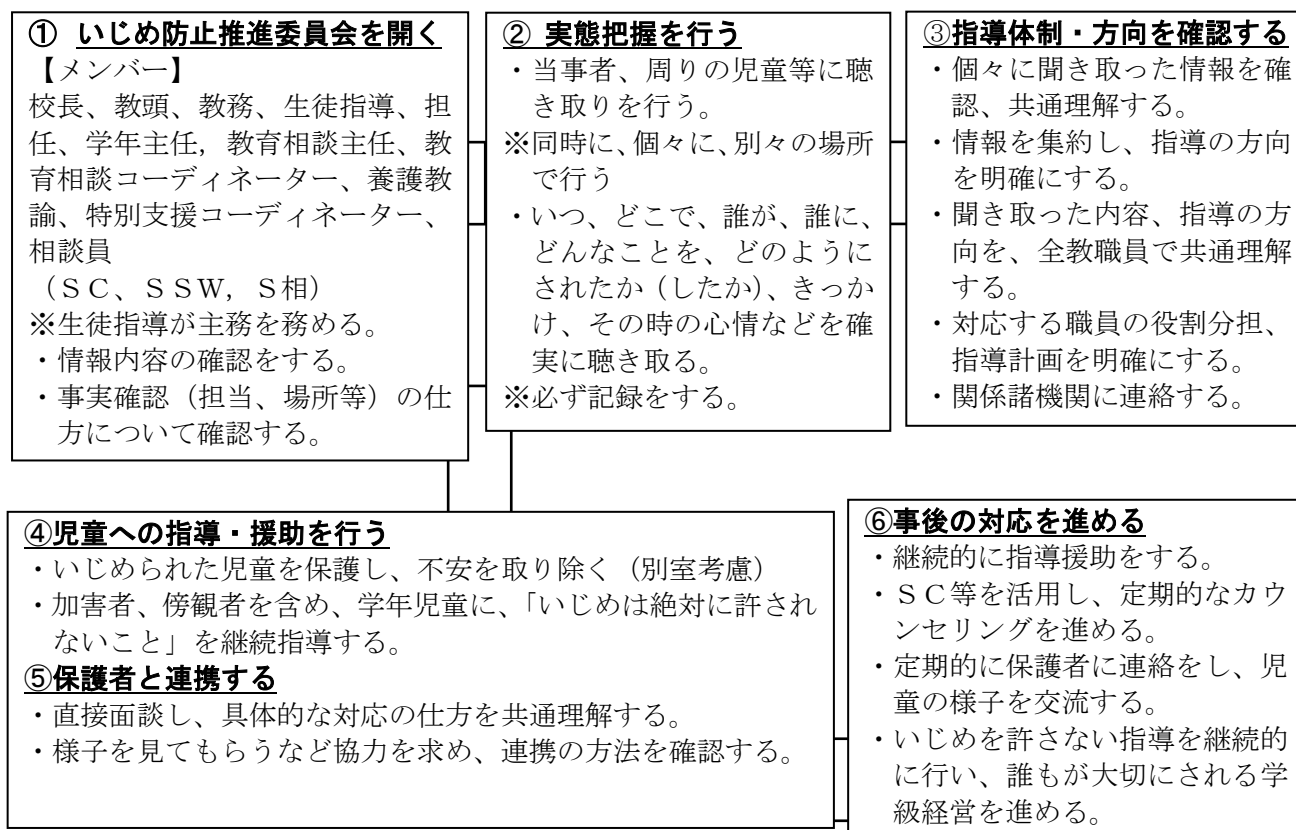
(3) 相談しやすい環境づくりを進める

4 早期対応について

(1) 基本的な対応の流れ

いじめの情報をつかむ

※個人情報の扱いには十分留意する。



※犯罪行為、触法行為として取り扱われるべきいじめについては、管理職の指導のもと、教育委員会、所轄警察署、子ども相談センター等に連絡をし、連携して対応を進める。また、子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その意向を踏まえ重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

(2) 重大事態への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のような対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、速やかに教育委員会を通じて市長に報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を即座に実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係、その他必要な情報を適切に提供する。

(3) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめの事例・巻き込まれたトラブルの事例だけでなく、どのように利用しているかを知ることも必要。インターネットを通じて行われるいじめ防止のために、保護者及び生徒に啓発活動を行う。

5 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの対応及び再発防止に関することを学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

6 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはせず、いじめを受けた子どもに対する行為が止んでいる状態が相当の期間（三か月を目安とする）継続しており、なおかつ、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるとき、いじめが「解消している」状態と判断するものとする。